

東京大学民間等共同研究取扱規則の一部を改正する規則（令和8年9月17日東大規則第74号）

改正理由：社会連携講座等検証・改革委員会公表の「民間企業等から資金等を受け入れて行う研究・教育における改革策」への対応その他字句修正等に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
(略)	(略)
(定義)	(定義)
第2条 この規則において「共同研究」とは、次に掲げる研究をいう。	第2条 この規則において「共同研究」とは、次に掲げる研究をいう。
(1) 大学法人における共同研究 大学法人において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、大学法人の <u>教員</u> が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究。	(1) 大学法人における共同研究 大学法人において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、大学法人が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究。
(2) 大学法人及び民間機関等における共同研究 大学法人及び民間機関等において、共通の課題について分担して行う研究で、大学法人において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの。	(2) 大学法人及び民間機関等における共同研究 大学法人及び民間機関等において、共通の課題について分担して行う研究で、大学法人において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの。
2 この規則において「部局長」とは、東京大学基本組織規則(平成16年4月1日規則第1号)第3章及び第4章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び <u>医学部附属</u> 病院の長をいう。	2 この規則において「部局長」とは、東京大学基本組織規則(平成16年4月1日規則第1号)第3章及び第4章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び <u>東京大学</u> 病院の長をいう。 <u>(研究代表者)</u> <u>第2条の2 共同研究を実施する部局は、当該共同研究を担当する者(以下「研究担当者」という。)のうちから、当該共同研究を統括し、研究遂行上最終的な責任を負う者として、研究代表者を置く。</u> <u>2 研究代表者は、大学法人と雇用関係にある者のうち、原則として常勤の教員であるものをもって充てる。</u>
(略)	(略)
	<u>(本部への相談)</u> <u>第3条の2 部局長は、共同研究の申込みがあった場合において、適切</u>

(受入れ決定等) 第4条 共同研究の受入れ決定は、総長が部局長に委任するものとする。 2 (略) 3 部局長は、<u>受入れを決定するに当たっては、共同研究に係る経費の配分を総長に申請するものとする。</u> (略) (契約の締結) 第5条 (略) 2 <u>共同研究契約の研究費は、契約締結の日から大学法人が発行する請求書の支払期限までに支払うものとする。</u> (略) (研究者の受入れ及び研究料) 第7条 (略) 2 (略) 3 民間等共同研究員の<u>研究料の取扱い</u>は、<u>実施細則に定める。</u> (共同研究に要する経費) 第8条 大学法人は、施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当	<u>な共同研究の実施に影響を及ぼすおそれがあると思料する事項（以下「懸念事項」という。）があるときは、受入れの決定に先立ち、研究を担当する理事（以下「担当理事」という。）に対し、当該懸念事項について相談を行うものとする。</u> 2 <u>担当理事は、前項の相談があった場合は、共同研究の受入れの適否について助言を行うものとする。</u> (受入れ決定等) 第4条 共同研究の受入れ決定は、総長が部局長に委任するものとする。 2 (略) 3 部局長は、<u>前条第1項により相談を行った場合においては、受入れの決定に当たり、同条第2項の助言を踏まえた申込みとなっていることを確認しなければならない。</u> (略) (共同研究契約の締結) 第5条 (略) (略) (研究者の受入れ及び研究料) 第7条 (略) 2 (略) 3 民間等共同研究員を<u>受け入れるに当たっては、別に定める費用を徴収するものとする。</u> <u>(研究協力者の参加)</u> 第7条の2 <u>共同研究遂行上、大学法人に所属する者であって研究担当者以外のものの協力が必要であると大学法人及び民間機関等が認めるときは、研究協力者として当該共同研究に参加させることができる。</u> (共同研究に要する経費) 第8条 大学法人は、施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当
---	--

該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。 2 民間機関等は、共同研究遂行のために、<u>特に必要となる謝金、旅費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。</u> 3 （略） 4 第2条第1項第2号の共同研究の場合において、民間機関等における研究に要する<u>経費等</u>は、民間機関等が負担するものとする。 （設備等の取扱い） 第9条 <u>共同研究に要する経費</u>により、研究の必要上、大学法人において新たに取得した設備等は、大学法人の所有に属するものとする。 （略） （研究場所） 第10条 <u>大学法人の教員</u>は、共同研究の遂行上必要がある場合には、民間機関等の施設において、研究を行うことができるものとする。 （略）	該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。 2 民間機関等は、<u>当該共同研究遂行のために、次の各号に定める額を合算した額（以下「研究経費」という。）を負担するものとする。</u> (1) <u>謝金、旅費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）並びに東京大学研究支援経費取扱要領（平成31年1月31日東大規則第39号）に定める研究支援経費を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものの（以下「研究費」という。）</u> (2) <u>研究料（第7条第3項に規定する民間等共同研究員を受け入れる費用に消費税及び地方消費税を加算した額をいう。）</u> 3 （略） 4 第2条第1項第2号の共同研究の場合において、民間機関等における研究に要する<u>研究経費</u>は、民間機関等が負担するものとする。 （設備等の取扱い） 第9条 <u>前条第1項及び第2項の経費</u>により、研究の必要上、大学法人において新たに取得した設備等は、大学法人の所有に属するものとする。 （略） （研究場所） 第10条 <u>研究担当者及び研究協力者</u>は、共同研究の遂行上必要がある場合には、民間機関等の施設において、研究を行うことができるものとする。 （略） （共同研究の実施状況の確認） 第10条の2 <u>部局長は、当該部局で実施する共同研究の実施状況を適切に確認し、把握した上で、適切に実施されていないと判断した場合には、担当理事に報告の上、連携して対応を行わなければならない。</u>
---	---

(共同研究の中止等) 第 1 1 条 <u>共同研究を担当する大学法人の教員（以下「研究担当教員」という。）</u> は、研究を中止し、又は研究期間を延長する必要が生じた場合は、直ちに部局長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。 2 部局長は、前項の報告により、やむを得ないと認めるときは、当該研究の中止又は期間の延長を決定し、その旨を契約事務の委任を受けた者に通知するものとする。	2 担当理事は、必要に応じ、共同研究を実施する部局の部局長に対し、<u>当該部局で実施する共同研究の実施状況その他必要と認めた事項について報告を求めることができる。</u> 3 担当理事は、必要に応じ、民間機関等の長に対し、<u>当該共同研究の実施に係る事項その他本学との共同研究に関連し必要と認めた事項について照会又は確認を求めることができる。</u> 4 共同研究の実施部局及び民間機関等は、<u>前 3 項に規定する確認等に対して、誠実に協力しなければならない。</u> (共同研究の実施状況の調査) 第 1 0 条の 3 担当理事は、<u>前条の規定による実施状況の確認により、共同研究が適切に実施されていないと判断した場合には、当該共同研究について調査を行う。</u> 2 教職員その他の当該共同研究の実施に係る者は、<u>前項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に誠実に協力しなければならない。</u> 3 担当理事は、<u>第 1 項に規定する調査の結果、当該共同研究の実施状況に改善が必要な事項があると認める場合には、当該共同研究の実施部局の部局長に対し、改善の措置について助言を行うことができる。</u> 4 <u>前 3 項の調査の手続きその他の必要な事項は、別に定める。</u> (共同研究の中止等) 第 1 1 条 研究代表者は、<u>共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要が生じた場合は、直ちに部局長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</u> 2 部局長は、前項の報告により、やむを得ないと認めるときは、<u>当該共同研究の中止又は期間の延長を決定し、その旨を契約事務の委任を受けた者に通知するものとする。</u> 3 担当理事は、<u>前条に規定する調査の結果、当該共同研究の実施状況が不適切であり、中止が相当であると認める場合は、総長に対して、当該共同研究の中止に関する具申をする。</u>
--	--

(共同研究の完了報告) 第12条 研究担当教員は、当該研究が完了したときは、<u>部局長に報告するものとする。</u> 2 部局長は、前項の報告を受けたときは、<u>総長へ報告するものとする。</u> (受入れ状況の公表) 第13条 部局長は、<u>当該部局における共同研究の受入れ状況を公表するものとする。</u> (研究成果の公表) 第14条 (略) 2 公表の時期・方法について定める必要がある場合は、当該民間機関等と協議するものとする。 (略)	4 総長は、前項の具申があった場合、<u>当該共同研究の実施部局の部局長に対し、当該共同研究の中止を命じることができる。</u> 5 部局長は、前項の命令があった場合、<u>当該共同研究の中止を決定し、その旨を契約事務の委任を受けた者に通知するものとする。</u> (共同研究の終了及び実績報告書の作成) 第12条 研究代表者は、<u>共同研究が終了したときは、当該共同研究の研究期間中に得られた研究の成果について、共同研究契約に基づき実績報告書を取りまとめるものとする。</u> 2 前2条の規定により共同研究を中止したときは、研究代表者は、<u>当該共同研究の中止の日までに得られた研究成果について、実績報告書を取りまとめるものとする。</u> 第13条 削除 (研究成果の公表) 第14条 (略) 2 公表の時期<u>及び</u>方法について定める必要がある場合は、当該民間機関等と協議するものとする。 (略)
---	--

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

改正理由：社会連携講座等検証・改革委員会公表の「民間企業等から資金等を受け入れて行う研究・教育における改革策」への対応その他字句修正等に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
(略) (受入手続) 第2条 規則第3条の共同研究の申込みは、原則として<u>別紙様式の共同研究申込書</u>によるものとする。ただし、部局は産学協創推進本部と協議の上、様式を変更することができるものとする。 2 部局において共同研究の申込みを受けた場合には、共同研究申込書に必要書類を添付し、部局長へ提出するものとする。 (契約の手続) 第3条 規則第5条の契約は、原則として産学協創推進本部が別に定める様式を使用するものとする。 2 (略) (民間等共同研究員の研究料) 第4条 規則第7条の民間等共同研究員に係る研究料は、別に定める額とする。 (略) <u>別紙様式</u> <u>共同研究申込書</u> 年 月 日 東京大学	(略) (申込み手続) 第2条 規則第3条の共同研究の申込みは、原則として<u>産学協創推進本部長が別に定める様式を使用するものとする。</u>ただし、部局は産学協創推進本部と協議の上、様式を変更することができるものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、申込みに係る案件が公募型研究である場合には、当該研究を公募した者が発行する採択通知書その他これに準ずる書類の写しをもって、前項の様式に代えることができる。</u> <u>3 部局において共同研究の申込みを受けた場合には、共同研究申込書に必要書類を添付し、部局長へ提出するものとする。</u> (契約の手続) 第3条 規則第5条の契約は、原則として産学協創推進本部長が別に定める様式を使用するものとする。 2 (略) (設備等の管理) 第4条 規則第9条第3項に基づき共同研究のため民間機関等から提供された設備等については、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。 (略)

【部局長名】 殿

住 所 〒

会社名

代表者名 印

下記のとおり共同研究の申込みをします。

記

1 研究の形態 —	ア. 東京大学における共同研究 イ. 東京大学及び民間機関等双方の施設における共同研究（分担型）			
2 研究題目				
3 研究の概要	(研究目的) (研究内容)			
4 研究実施場所	東 京 大 学			
	民間機関等 (研究の形態が イの場合)			
5 研究に要する 経費 (消費税額及び 地方消費税 額を含む)	直 接 経 費		円	
	研究支援経費 (直接経費の 30%)		円	
	研 究 料	円 × 人 =		円
	合 計			円
6 民間機関等 の共同研究者	氏 名	所 属 ・ 職 名	派遣の 有無	
7 研究担当希望 教員				
8 研究希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
9 2会計年度以 上にわたる研究 の場合は直接経 費及び研究支援 経費の全体計画	年度	年度	年度	年度
	千円	千円	千円	千円

	<u>10 事務担当者</u> <u>名連絡先等（電</u> <u>話、FAX、Eメール）</u>			

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。